

中世における動詞句の成立に関する一考察

——「——メニアフ」の成立について——

青 木 毅

目次

- 一 はじめに
- 二 『平家物語』における「——メラミル」と「——メニアフ」
- 三 平安・鎌倉時代における「——メラミル」「——メニアフ」の使用状況
- 四 「——メニアフ」における動詞「アフ」の用法の類型的把握
- 五 「——メニアフ」における動詞「アフ」の用法の出自
- 六 まとめ
- 七 おわりに

一 はじめに

名詞一語と動詞一語とが、その名詞と動詞との文法的関係を示す助詞を介して結びつき、全体としてあるまとまった意味を表す語連続を、今、「動詞句」という術語で呼ぶこととする。その動詞句を構成している名詞や動詞の結びつき方が、時代の移り変わりと共に変化するという事例は、決して少なくはないと思われる。¹⁾ところが、従来の国語史研究に

おいては、複数の語の結びつきによって成り立つ、いわゆる「句」というものを独立した一つの単位として捉え、その構成要素の変化に注目するというあり方は、管見に入る限りでは、あまり行われていない。²⁾ 国語の歴史的变化を捉えようとする場合、意味と職能を有する最小単位である単語をまず第一に対象にすることは、最も自然なあり方であろう。しかし、実際の言語行動においては、一つ概念に複数の語のまとまりが対応する形で表現がなされる場合も、少なくないのではないかと思われる。そういった意味では、複数の語の結びつきから成る「句」というものを、いわば一つの単位として捉えることも可能となるのではないだろうか。国語におけるそのような「句」という単位を通時的な観点から眺め、そこに形態上・意味上の変化を認めることができると思えば、それは国語史の問題として取り上げることが必要であろう。そのような意図に基づいて、本稿では、鎌倉時代以降文献上に用例の認められる「――メニアフ」という動詞句を取り上げ、その成立事情について検討を加えてみたい。

二 『平家物語』における「――メヲミル」と「――メニアフ」

この「――メニアフ」という動詞句について論ずる際、決して無視できないこととして、「――メヲミル」という動詞句の存在がある。これら二つの動詞句は、形態上の類似性が存するのみならず、どちらも「ある境遇や事態に遭遇する、またはそれを経験する」といった意味を担っていると考えられ、意味の上でも類似性を認めることができる。鎌倉時代には、このような「――メヲミル」と「――メニアフ」との両方が、同一文献中に共存している場合が見られる。たとえば、『平家物語(覚一本)』においては、「――メヲミル」「――メニアフ」両方の用例が認められ、しかもその用例数は二〇例対二〇例となっており、ちょうど拮抗する状況を示している。

A 「――メヲミル」(二〇例)

①人々いまはかくとて海にしづみし有様、先帝・二位殿の御面影、いかならん世までも忘がたくおぼしめすに、露の

御命なにしに今までながらへて、かゝるうき目を見るらんとおぼしめしつゞけて、御涙せきあへさせ給はず。

(灌頂卷、「女院出家」)

B 「——メニアフ」(二〇例)

②小松殿の御はかほらせ、御骨にむかひ奉て泣々申けるは、「(略)其時貞能も最後の御供仕るべう候ける物を、かひなき命をいきて、今はかゝるうき目にあひ候。死期の時は必ず一佛土へむかへさせ給へ」と、泣々遙にかきくどき、

(卷第七、「一門都落」)

一方、「平家物語」の伝本のうち、相対的に古態性を維持しているとされる延慶本⁽³⁾においては、「——メヲミル」三三三例に対して、「——メニアフ」は五例に過ぎず、「——メヲミル」の六分の一にも満たない状況となっている。

A 「——メヲミル」(三三三例)

③目出カリシ人ノイカナル宿業ニテカ、ルウキ目ヲ見給テ再ヒ故郷ヘモ歸リ給ハス 終ニ配所ニテ失給ニケム

(第一末、一〇六オ③)

B 「——メニアフ」(五例)

④無程大政大臣ニアカラセ給ヘリシニイカナル先世ノ御宿業ニテ又カ、ルウキ目ニ遇給ラムトソ申ケル

(第二本、八九ウ⑤)

このように寛一本と延慶本との間で用例数に差が生ずる原因は、何に求めることができるのであろうか。試みに、延慶本と寛一本とにおける用例の対応箇所を比較してみると、次のようになる。

へ1) 延慶本と寛一本とで同一の表現が対応する場合

a、延慶本・寛一本共に「——メヲミル」(五例)

⑤母ノ仰ノ重クシテ參タレハウキ目ミル事ノ悲シサヨ

(延慶本、第一本、三八才⑤)

⑥親のめいをそむかじと、つらきみちにおもむひて、二たびうきめ見つることの心うさよ。(覚一本、卷第一、「祇王」)

b、延慶本・覚一本共に「——メニアフ」(二例)

⑦山王大師ノ神罰冥罰立所ニ蒙テ時尅ヲ廻サスカ、ル目ニアヘリ

(延慶本、第一末、六〇ウ⑧)

⑧山王大師の神罰冥罰をたちどころにかうぶッて、かゝる目にあへりけり。

(覚一本、卷第二、「西光被斬」)

へ2へ延慶本と覚一本とで異なる表現が対応する場合

c、延慶本「——メラミル」、覚一本「——メニアフ」(六例)

⑨只未代ニ生ヲ受テカ、ル憂目ヲ見ル重盛カ果報ノ程コソ口惜候へ

(延慶本、第一末、四六ウ⑤)

⑩只未代に生をうけて、かゝるうき目にあひ候重盛が果報の程こそつたなう候へ。(覚一本、卷第二、「烽火之沙汰」)

d、延慶本「——メニアフ」、覚一本「——メラミル」(〇例)

すなわち、延慶本と覚一本とで同一の表現が対応している場合では、両本とも「——メラミル」となっている箇所が五例、両本とも「——メニアフ」となっている箇所が一例であり、また、延慶本と覚一本とで異なる表現が対応している場合には、延慶本が「——メラミル」覚一本が「——メニアフ」となっている箇所が六例、その逆が〇例といった状況となっている。

このような状況から、「——メラミル」と「——メニアフ」との関係については、少なくとも、次の二事項を指摘することができよう。

(1)へ2へのcのように、延慶本と覚一本との同一箇所すなわち同一文脈において「——メラミル」と「——メニアフ」とが対応している場合が認められるということは、両者の意味・用法が極めて類似していることを示している

と考えられる。

(2)延慶本と覚一本とで異なる表現が対応しているへ2の場合、すべて延慶本が「—メラミル」覚一本が「—メニアフ」となっており、その逆の場合は見られない。この事実は、諸伝本における延慶本の相対的古態性⁽⁴⁾、また延慶本と覚一本との成立の先後関係という二点から考えれば、「—メラミル」から「—メニアフ」へという変遷の結果として捉えられるのではないかと予想される。

すなわち、右の二事項を合わせ考えると、「—メラミル」と「—メニアフ」とは、極めて類似した意味を担っていると考えられ、その関係は、意味差よりはむしろ時代差ではないかと推測される。

三 平安・鎌倉時代における「—メラミル」「—メニアフ」の使用状況

次に、右の推測の適否を確かめるために、まず、平安・鎌倉時代の仮名文ならびに仮名交り文を調査し、「—メラミル」と「—メニアフ」との使用状況を見てみることにする。調査の結果は、表①・②の通りである。

(表①)物語・日記・随筆

10 c

文献名	表現				
	—メラミル	—メラミス	—メミュ	—メラ御覽ズ	—メニアフ
竹取物語		2			
伊勢物語	1				
土左日記					
大和物語	1	1			
平中物語					
多武峯少将物語					

松浦宮物語	とりかへばや物語	今鏡	堤中納言物語	大鏡	栄花物語	讃岐典侍日記	狭衣物語	浜松中納言物語	更級日記	夜の寝覚	紫式部日記	和泉式部日記	源氏物語	枕草子	落窪物語	宇津保物語	蜻蛉日記
1	2	1		2	2	2	9	5	1	1		1	21	4	12	28	5
					1		6	2					7		8	3	1
										2			1				
								1									

中世における動詞句の成立に関する一考察

12 10c

14

13

(表②) 説話・軍記・紀行

古本説話集	唐物語	打聞集	今昔物語集	法華百座聞書抄	三宝絵	文献名	表現
		2	22			—	メラミル
			1			—	メラミス
						—	メミユ
			1			—	メラ御覧ズ
						—	メニアフ

徒然草	とはすがたり	中務内侍日記	うたたね	十六夜日記	我身にたどる姫君	今物語	たまきはる	水鏡
合計					6			
105								
38	2				5			
3								
1								
3	1	2						

中心に散見されるようになる。このように、表①、②より知られる限りでは、「——メヲミル」と「——メニアフ」との間には明確な先後関係が認められるのである。ただし、両者の関係を時代差であると認定する前に、ここで一つ考えておかなければならないことがある。それは、たとえば、「——メニアフ」が、元来、仮名文や仮名交り文とは異なる文体において使用される表現であつて、それが、鎌倉時代になつて、仮名文や仮名交り文にも用いられるようになったという可能性はないかということである。そこで、仮名文や仮名交り文とは文体を異にしていると見られる漢文訓読文や和化漢文として、次に示した諸文献を調査してみた。その結果、これらの文献においては、「——メヲミル」「——メニアフ」の使用例は、一例も見出すことができなかったのである。

〈漢文訓読文〉

小川本『願経四分律』平安極初期点、西大寺本『金光明最勝王経』平安初期点、知恩院藏『大唐三藏玄奘法師表啓』平安初期点、東大寺図書館藏『地藏十輪経』元慶七年点、正倉院聖語藏『地藏十輪経』元慶七年点、石山寺本『法華経玄贊』淳祐古点、正倉院聖語藏『弁中辺論』天曆八年点、石山寺藏『佛説太子須陀拏経』平安中期点、石山寺藏『沙弥十戒威儀经』平安中期角筆点、石山寺藏『法華経義疏』長保四年点、西大寺藏『護摩蜜記』長元八年点、西大寺本『不空羼索神呪心经』寛徳二年点、知恩院藏『地藏十輪経』康平三年点、天理大学図書館・国立京都博物館藏『南海寄帰内法伝』平安後期点、兜木正亨師藏『無量義经』平安後期点、龍光院藏『妙法蓮華经』平安後期点、高山寺藏『大毗盧遮那成佛经疏』永保二・長治元年点、宮内庁書陵部藏『管見記紙背文選』院政期点、最明寺本『往生要集』院政期点、興福寺本『大慈恩寺三藏法師伝』承德三・永久四年点、前田本『冥報記』長治二年点、神田本『白氏文集』天永四年点、広島大学藏『八字文殊儀軌』永曆二年点、石山寺藏『大唐西域記』長寛元年点

〈和化漢文（古記録）〉

貞信公記（延喜七〜天曆二）、九曆（承平元〜天徳四）、小右記（天元五〜治安三）、権記（正曆一〜万寿三）、御堂関白記（長

徳元（治安元）、左経記（長和五）長曆二、春記（治安元）天喜二、水左記（康平五）応徳三、帥記（治暦四）寛治二、後二条師通記（永保三）康和元、長秋記（寛治元）保延二、中右記（寛治元）保延四、殿曆（承徳元）元永元、永昌記（康和元）大治四

この調査結果を見る限りでは、表①・②に認められた「——メニアフ」の使用状況の偏りは、他の文体の表現が混入した結果とは考えがたく、やはり「——メヲミル」が先に存在し、後になって「——メニアフ」が成立したことを示していると思われる。

それでは、この「——メニアフ」という言い方が成立した背景には、どのような事情が存していたと考えることができるのだろうか。「——メニアフ」という言い方が新しく成立したということは、換言すれば、「——メ」という名詞句と「アフ」という動詞とが格助詞「ニ」を介して新たに結びつくようになったということに他ならない。したがって、「——メニアフ」成立の背景を考えるに当たっては、第一に、「——メニアフ」における動詞「アフ」の用法（すなわち動詞「アフ」が二格にとる語句の意味的性格）を類型的に把握し、第二に、それと同様の用法が、平安時代における動詞「アフ」に認められるか否かを明らかにすることが必要であろう。以下、この順序で検討を加えることにより、「——メニアフ」の成立事情について追究することとする。

四 「——メニアフ」における動詞「アフ」の用法の類型的把握

ここでは、「——メ」という名詞句の意味的性格を類型的に把握することにより、その名詞句を二格にとる動詞「アフ」の用法上の特徴を捉えてみたい。

まず、「メ」という名詞それ自体の意味については、一般には〈境遇〉〈事態〉〈場面〉等の意を表していると考えられており、実際に、覚一本『平家物語』における用例についても、そのような訳語（文脈の意味）に置き換えて理解するこ

とが可能である。次に、具体例を若干示しておく。

① たけ七尺ばかり有けるが、(中略)大衆の中ををし分く、前座主のおはしける所へつゞと参り、大の眼をいからし、しづばしにらまへ奉り、「その御心でこそかゝる御目(伊豆へ流されるという境遇)にもあはせ給へ。とうくめさるべう候」と申ければ、おそろしさにいそぎのり給。(卷第二、「一行阿闍梨之沙汰」)

② 何事にて候やらん、(成親は)かゝるめ(清盛に捕えられ、責め苦を受けるといふ事態)にあひ候。さてわたらせ給へば、さり共とこそたのみまいらせ候へ。(卷第二、「小教訓」)

③ 「いまだ夜ふかし。又(女童は)さるめ(盗賊に主人の装束を奪われるといふ場面)にもやあふ」とて、上日のものをつけて、しうの女房のつぼねまでをくらせまし／＼けるぞかたじけなき。(卷第六、「紅葉」)

また、次に示した用例等から判断すれば、「——メヲミル」の「メ」についても、同様の意味に理解することができるように思われる。

④ 人の七八は、何事をもいまだおもひわかぬ程ぞかし。それにわれゆへ大事のいできたる事を、かたはらいたくおもひて、かやうにの給ふいとおしきよ。よしなかりける人を此六七年手ならして、かゝるうき目(若宮を平家に差し出さざるを得ないという事態)をみるよ。(卷第四、「若宮出家」)

⑤ あはれ、弓矢とる身ほど口惜かりけるものはなし。武藝の家に生れずは、何とてかゝるうき目(我が子と同じ年頃の敦盛をも、その手に掛けざるを得ないという場面)をばみるべき。なさけなうもちたてまつる物かな

(卷第九、「敦盛最期」)

⑥まして西國とても、さこそはあらんずらめと思ひしかば、都にていかにもならむとおもひし物を、わが身ひとつの事ならねば、心よはうあくがれ出て、けふはかゝるうき目（いつ攻めてくるとも知れない源氏に怯えながら、不安な日々を送るといふ境遇）を見る口惜さよ

（巻第十一、「逆櫓」）

尤も、「メ」という名詞に、〈境遇〉〈事態〉〈場面〉といった訳語のいずれを当てるかについては、多分に恣意的な面があることも否めないが、少なくとも、「メ」という名詞がいわゆる抽象名詞に属する種類のものであると認めることについては、異論はあるまいと思われる。

次に、「メ」という名詞に上接する語、すなわち修飾語に注目してみる。「メ」という名詞は、「——メニアフ」または「——メヲミル」という表現形式において用いられる際、ほとんどの場合に修飾語を伴っていることから、「——メニアフ」における「アフ」の用法上の特徴を考えるに当たっては、看過することのできない視点であろう。今回の調査で見出された「——メヲミル」と「——メニアフ」とについて、「メ」の修飾語を整理すれば、表③のようになる。

（表③）「メ」の修飾語（上接語）

修飾語	表現	
	——メヲミル	——メニアフ
ウキ	60	7
カカル	51	11
カナシキ	20	
イミジキ	19	
カラキ	19	1

*その他(用例数が一例のもの)

アハヌ・アヤニクキ・アラマシキ・アルマジキ・ウタテキ・ウトマシキ・オノレガ様ナル・△オモシロキ・△オモダシキ・カタクルシナル・カタハナル・カバカリノ・クチヲシキ・コレヨリマサル・スズロナル・タヘガタゲナル・△ハナヤカナル・ヒトワラハレナル・ヒトワラヘナル・不幸ナル・本意ナキ・ミシラヌ・ムネイタキ・ムネフタガル・メザマシキ・△面目アル・モノココロボソキ・モノハカナキ・ヤスカラヌ・ユメノ様ナル・ヨツイタル・ヨニマタナキ・ヲコナル

（注）△印を付したものは、怯の心情を表す語であり、全体の傾向から見れば例外的と見なし得るものである。

（以上、三十三語）

△											△										
ムツカシキ	ヒロキ	ハシタナキ	ナキ	カクバカリノ	イタキ	アシキ	ネタキ	タヘガタキ	サル	ウレシキ	ハヂガマシキ	ツラキ	オソロシキ	アサマシキ	ココロウキ	クルシキ	イカナル	ワビシキ			
2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	4	4	4	5	6	6	7	13			
									1						1		10	1			

イカホドノ		2
サワガシキ	1	1
(その他)*	1	

この表によれば、「メ」の修飾語としては、「ウキ」「カナシキ」などの心情語と「カカル」「イカナル」などの指示語とで、その大半を占めていることが知られる。ここで注目すべきことは、心情語が「メ」を修飾する場合、そのほとんどが「不快」な心情を表す語であるということである。その目で指示語が「メ」の修飾語となる場合を見てみると、すでに示した覚一本『平家物語』の用例(①)⑥や次に示した用例等のように、ほとんどの場合が「不愉快」「不都合」な内容を指示していると判断されるのである。

⑦わか御身三十三に成せをはします。御やくにまけたるとおほゆる。かゝるめ(二)条と東の御方との二人に杖をもつて打ちすえられるという事態)にこそあひたりつれ。十せむのゆかをふむてはんせうのあるしとなる身につえをあてられしいまたむかしもそのれいなくやあらん。
 (『とはすがたり』卷二、3才2)

⑧隆禪無縁ノ尼ヲアハレフ慈悲ノ心ヲ元トシテ、カ、ル目(尼とグルになつていた判官と名のる男に、身柄を拘束され資財や雑物などを奪われてしまうという事態)ニアヒケルコソアサマシケレ。
 (『十訓抄』七38①)

⑨高名のふるばくちにて、うちほうけてすべてまけ、博打八十餘人同意して、天竺三冠者が、かく嚴重なるよしを人にかたり、或は人にもいはせてわたりたりけるが、あまりにことすぎて、都まできこえて、かゝる目(みずから親王を名のつたため、院に捕えられて数々の責め苦を受けたのち投獄されるという事態)にあひにけり。

(『古今著聞集』卷第十二、四二四)

このように見てくると、「メ」の修飾語は、主体にとつて「不愉快」「不都合」な内容を表すことが原則的であると認めることができそうである。

以上のような「—メ」という名詞句の意味的性格を、「—メニアフ」における動詞「アフ」の用法上の特徴として捉えたとすれば、次のようにならう。すなわち、「—メニアフ」における動詞「アフ」の用法とは、へ主体にとつて「不愉快」「不都合」な内容を表す抽象名詞を二格にとる用法」として類型的に捉えることができると思われる。

五 「—メニアフ」における動詞「アフ」の用法の出自

「—メニアフ」における動詞「アフ」の用法を以上のように捉えた上で、次に、これと同様の用法を有する動詞「アフ」が平安時代に認められるか否かについて検討する。ここでは、平安時代において、最も顕著な文体的対立を示す和文と漢文訓読文とを対象として検討を加えることとする。

平安時代の和文ならびに漢文訓読文における動詞「アフ」の用法は、二格にとる語の性格により、おおよそ、三類五種の用法に大別することが可能である。すなわち、人物を表す名詞を二格にとる場合を第一類として、それを人間と鬼神との二種に分ち、事物を表す名詞を二格にとる場合を第二類として、それを具象物と抽象物との二種に分ち、更に、そのいずれにも属さない獣や鬼の類を表す名詞を二格にとる場合を第三類として立てるわけである。次に、具体例を示しておく。

(1) 人物を表す名詞を二格にとる場合

a、人間

① 翁おきないはく、「思おもひのごとくも、のたまふ物かな。そもくいかやうなる心ざしあらん人ひとにか、あはむおぼと思おもす。かばか

り心ざしおろかならぬ人々にこそあめれ」。

〔竹取物語〕

② いで、されば、すこしも思ふ人にあへば、心はかなきなめりと見ゆることもあるぞ、はづかしうもあらぬかし。

〔枕草子〕第一二四段、「はづかしきもの」

③ 假設(ひ)、衆生に遇へラマシかば、便に〔於〕一を説(か)マシとなり〔也〕。

〔石山寺藏〕『法華經義疏』長保四年点、「方便品末」375

④ 法師其ノ國ニ在(リ)テニノ僧(ニ)逢(ヘ)リ、

(反)

(反)

〔興福寺本〕『大慈恩寺三藏法師伝』承德三・永久四年点、卷第四、117

b、仏神

⑤ 日本の衆生、この因縁に、生々世々に、佛にあひ奉り、法を聞くべし。

〔宇津保物語〕「俊蔭」

⑥ 過ぎにしも今行末も、今日の佛にあひ奉らずなりぬる人、前佛後佛の衆生の心地す。

〔栄花物語〕卷第二十二、「とりのまひ」

⑦ 又、恒河沙等の百千萬億那由他の佛に値へり。

〔龍光院藏〕『妙法蓮華經』平安後期点、卷第七、「妙音菩薩品第二十四」⑩11

⑧ 文殊師利(は)、乃し昔の時に於(て)、一(た)ひ佛を禮せし(か)故に、〔値〕爾(ハ)許(ハ)の無数の諸佛に値(ふ)こと得(き)。

(返讀)

〔最明寺本〕『往生要集』院政期朱点、卷下、20オ7

(2) 事物を表す名詞を二格にとる場合

c、具象物

⑨ 命死なばいかゞはせん、生きてあらむかぎりは、かくありて、蓬萊といふらむ山に逢ふやと、浪に漕ぎたゞよひありきて、わが國のうちはなれて、ありきまかりしに、

〔竹取物語〕

⑩ さて、あしたに、「車にあはむ」とて、綱引かせなどしけるに、知れる人、「せうえむせむ」とて、呼びければ、そ

中世における動詞句の成立に関する一考察

ちぞ、この男は去にける。

〔平中物語〕第二五段

⑪若し悪風、暴雨、災雹に遇へうは、清淨の水を、二十遍を呪して四方に散灑せよ。

〔西大寺本〕不空羅索神呪心經 寬徳二年点、284

⑫忽に江に水に逢つて交河を憶フ

〔神田本〕白氏文集 天永四年点、卷第三、345

d、抽象物

⑬大宮の御兄の藤大納言の子の、頭辨といふが、世にあひ花やかなる若人にて、思ふ事なきなるべし。

〔源氏物語〕〔賢木〕

⑭あさみどりかひある春にあひぬれば霞ならねどたちのぼりけり

〔大和物語〕第一四六段

*⑮ひとところに、われさへかくて臥しぬれば、いとあしかりぬべし。(中略)此人え生き給まじきにては、一日にても

〔夜の寝覚〕卷二

先だちて、このかなしびにあはずなりなむ。

〔知恩院蔵〕大唐三藏玄奘法師表啓 平安初期点、55

*⑰我(カ)宿(リ)し自罪(ヲ)もちて當(ニ)此(ノ)苦(ニ)遭(フ)ヘリ。

〔石山寺蔵〕佛説太子須陀摩經 平安中期点、291

*⑱若(シ)忽(チ)寒熱(ヲ)等(シ)病(ニ)遭(フ)テ或(ハ)一(ニ)日(ヲ)經(ル)或(ハ)二(ニ)日(ヲ)經(ル)或(ハ)復(シ)乃(チ)至(ル)於(テ)七(ニ)日(ヲ)經(ル)也

〔西大寺本〕不空羅索神呪心經 寬徳二年点、65

*⑲此の國の人の獨(リ)斯の難に遭(フ)をば愍ミタマヒ、神を降シ、此に至(リ)暴龍を化セムと欲す。

〔石山寺蔵〕大唐西域記 長寛元年点、卷第三、46

(3)その他(獸・鬼等)の名詞を二格にとる場合

⑳或(る)いは惡羅刹と毒龍と諸の鬼等とに遇(へり)とも、彼(の)觀音を念(せ)む力に時に悉(く)敢(へ)て害(せ)不(す)。

(龍光院藏『妙法蓮華經』平安後期点、卷第八、「觀世音菩薩普門品第二十五」⑦6)

右の挙例のうち、*印を付した用例は、抽象物を表す名詞の中でも特に、主体にとって不愉快、不都合な内容を表していると思われる名詞を二格にとる用法の例であり、これがすなわち「——メニアフ」における「アフ」の用法に通ずる例であると考えられるのである。

この分類に従って、平安時代における「アフ」の用法の使用状況を整理すれば、表④・⑤のようになる。表の中では、台形型の括弧でくくった数字が、*印が付されるべき用例(「——メニアフ」における「アフ」の用法に通ずる例)の数を示している。これは、抽象物を二格にとる用例数の内数である。

(表④)平安時代の和文における「アフ」の用法

10 c

文献名	用法			
	人間	仏神	事物	その他
竹取物語	15		1	
伊勢物語	32			2
土左日記	1			
大和物語	56		2	
平中物語	30		1	
多武峯少将物語	5			1
蜻蛉日記	19			4
			5(2)	

中世における動詞句の成立に関する一考察

鎌倉時代語研究

宇津保物語	51		1	3	5 (1)	
落窪物語	14				1	
枕草子	19			2	1	
源氏物語	47			3	10 (1)	
和泉式部日記	10					
紫式部日記	3					
夜の寢覚	23				2 (1)	
更級日記	1					
浜松中納言物語	21			1	1	
狭衣物語	26			2	1	
讃岐典侍日記	5					
栄花物語	13		2	3	6 (1)	
大鏡	14				8	
堤中納言物語	3					
とりかへばや物語	32					
合計	440	3		18	47 (6)	0

(注)「目もあはず」のような(合う)意の例は除いてある。表⑤・⑥も同様。

(表⑤)平安時代の漢文訓読文における「アフ」の用法

文献名	用法		人		物		事		その他 (獸・鬼等)
	人間	仏神	具象物	抽象物(*)					
願經四分律(小川)									
最勝王經(西大寺)	2	11	1	8 (7)					
玄奘法師表啓(知恩院)				3					
地藏十輪經(東大寺)	1	12	1	4 (1)					
地藏十輪經(正倉院)	2	1	1	5 (3)					
法華經玄贊(石山寺)	6	5	1	20 (3)					
弁中辺論(正倉院)		1							
太子須陀拏經(石山寺)	2			6 (2)					
十戒威儀經(石山寺)	2								
法華經義疏(石山寺)	8	10	3	3					
護摩蜜記(西大寺)									
神呪心經(西大寺)			1	6 (6)					
地藏十輪經(知恩院)				1 (1)					
南海寄帰内法伝(天理)	1								
無量義經(兜木師)				1					
妙法蓮華經(龍光院)	3	16	2	3 (2)					1

中世における動詞句の成立に関する一考察

院政

大日経疏(高山寺)	1		5	20 (1)	
往生要集(最明寺)	7	10	4	16 (4)	1
慈恩伝(興福寺)	26	2	9	20 (5)	3
冥報記(前田)	4		2	11 (9)	
白氏文集(神田)	2		2	3 (1)	
八字文殊儀軌(広島大)				2 (2)	
大唐西域記(石山寺)	4	1	3	8 (4)	
合計	71	69	33	140 (51)	5

(注)訓読文作成者による推読例も数えてある。なお、「(人物)ノ(スル)ニアフ」のような例は、人物を表す名詞を二格にとる例に含めた。表⑥も同様。

これらの表によれば、「――メニアフ」における「アフ」の用法に通ずると見られる例は、和文よりもむしろ漢文訓読文に多く認めることができる。また、「アフ」の用法全体に対する割合についても、和文では一・一八%(全五〇八例中六例)、漢文訓読文では一六・〇%(全三一八例中五二例)であって、漢文訓読文が和文を大きく上回っているのである。

右のような状況は、どのように解釈すべきものであろうか。可能性としては、少なくとも、次の二つの見方が考えられよう。

(1)「――メニアフ」における「アフ」に通ずると見られる用法は、和文と漢文訓読文において元来別個に存在していた。

(2)当該用法は元来漢文訓読文の用法であって、それが和文にも混入した。そこで、次に、これら二つの可能性のうち、どちらの見方がより妥当であると考えられるかについて検討する。

和文に認められた当該用法の六例とは、次に示した諸例である(21)~(26)。

21 歲月かくてありわたりけるを、純友が騒ぎにあひて、家も焼けほろび物の具もみなとられはてて、いといみじうなりにけり。
(『大和物語』第一二六段、地)

22 その君、内よりまかだたまひけるまゝに、風(風邪)の意(筆者注)になむあひたまうてわづらひたまひける。
(『大和物語』第一七〇段、地)

cf. 或は風病、氣病、痔病、痢病、淋病に遭ひ
(西大寺本『不空羅索神呪心經』寛徳二年点、70)

23 それ南天竺より渡るに、自然に年經にたれば、忍辱の輩の別れに遇はずとは歎かずや。
(『宇津保物語』「初秋」、帝の詞)

cf. 父母も及妻子も 兄弟も并(せ)て姉妹も俱に愛別離に遭(は)む、

(西大寺本『金光明最勝王經』平安初期点、卷八、「王法正論品第二十一」)

24 「あはれ、さも、寒き年かな。命ながければ、かゝる世(貧しくつらい生活を強いられるという境遇)にも逢ふ物なりけり」とて、うち泣くもあり。
(『源氏物語』「末摘花」、末摘花の女房の詞)

25 ひとつところに、われさへかくて臥しぬれば、いとあしかりぬべし。(中略)此人え生き給まじきにては、一日にても先だちて、このかなしびにあはずなりなむ。(用例⑮)
(『夜の寢覚』卷二、中君の父大臣の詞)

cf. 或は餓鬼飢饉のうれへにしつみ或は畜生殘害のかなしみにあへり(或沈餓鬼飢饉之愁。或値畜生殘害之悲。)
(隨心院藏『仮名書き往生講式』27)

26 宮の御前の月比たゞにもおはしまさぬにかゝるいみじき事(伊周・隆家配流の宣命が下ったこと)にあはせ給て、露御湯をだにきこしめさず、涙に沈みておはしますを、いみじうゆゝしうかたじけなく侍。

中世における動詞句の成立に関する一考察

〔栄花物語〕卷第五、「浦くゝの別」、伊周の詞

cf. 我(ワ)宿(ムカシ)の命(イデ)に何(ナニ)の罪(ツミ)か有りけむ。今復(イマヘシ)遭(ウチ)ひて此(ココ)ルこと(太子の二人の子供が波羅門に与えられ、彼らの母親と離

別しなければならぬこと)(二)値(ツ)へり。

(石山寺藏「佛説太子須陀拏經」平安中期中点、286)

和文におけるこれら六例について、その出現箇所注目し、また、漢文訓読文における当該用法の用例と比較してみると、次のような事実を指摘することができる。

(1)六例のうちの四例については、漢文訓読文においても類似の語句を二格にとる用例(cf.として示した例)を見出すことができる。

(2)右の四例のうちの三例については男性の会話文中に用いられているものである。

右に指摘した二つの事実は、和文における当該用法が漢文訓読文の用法との関わりにおいて理解すべきものであることを示唆しているのではあるまいか。結論を下すには、いまだ根拠が十分ではないかとも思われるが、表④・⑤に見られた当該用法の使用状況と右の二つの事実とを合わせ考えれば、「――メニアフ」における「アフ」に通ずる用法は、元来漢文訓読文の用法であって、和文に見出されるそれは、漢文訓読文の用法が混入したものと考えることが、最も自然であり、また、その可能性が高いように思われる。

このことは、また、『今昔物語集』における当該用法の分布状況(表⑥)からも裏づけることができよう。『今昔物語集』においては、「――メニアフ」における「アフ」に通ずると見られる用法の例は、漢文訓読調の強いとされる巻二十以前に集中して出現しているのである。このことは、当該用法の漢文訓読語としての性格を反映していると考えることができよう。

合計	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一(空)	二〇	一九	一八(空)	一七
267	8	19	12	9	8	6	7	18	1	1		5	15		20
48					2								1		5
18	1									1			3		
69 (36)	1 (1)		1	1	3 (1)	1 (1)		1				2	2 (2)		3 (2)
18					2										

六ま とめ

これまでの検討結果をまとめると、次のようになろう。

1 「——メニアフ」という言い方は、平安時代の和文に用いられていた「——メヲミル」から派生的に成立したものと見られる。すなわち、「——メ」という名詞句は、平安時代においては、通常「ミル」という動詞と結びついて用いられていたが、鎌倉時代になると、格助詞「ニ」を介して「アフ」という動詞とも結びついて用いられるようになり、その結果、「——メニアフ」という言い方が成立したと考えられる。

2 〈境遇〉〈事態〉〈場面〉等の意を表す「メ」という名詞は、いわゆる抽象名詞に属する種類のものであり、また、それの上接する修飾語には、『不愉快』『不都合』な内容を表すものが来ることが原則的である。このことから、「——メニアフ」における動詞「アフ」の用法は、〈主体にとって『不愉快』『不都合』な内容を表す抽象名詞を二格にとる用法〉として類型的に捉えることができる。

3 「——メニアフ」における「アフ」の用法に通ずる用例は、平安時代においては、主として漢文訓読文に認められ、和文に少ないながら見出されるそれは、漢文訓読文の用法が混入したものと判断される。すなわち、「——メニアフ」における「アフ」の用法は、平安時代の漢文訓読文にその源泉を認めることができる。

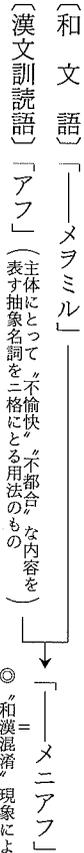
以上の検討結果から、「——メニアフ」は、その構成要素として、和文語である「——メヲミル」の一部と漢文訓読文の用法を有する動詞「アフ」との両方を含んでいるということになり、したがって、和文語・漢文訓読語両方の要素が組み合わさった形で、一つの動詞句が成り立っていると考えることができよう。とすれば、「——メニアフ」とは、いわば、和文語と漢文訓読語とのコンタミネーション（混濁）によって成立した表現形式として捉えることができることになる。

「——メニアフ」の成立のあり方を右のように捉えることができるとすれば、和文語である「——メラミル」と漢文訓読文の用法を有する動詞「アフ」とのコンタミネーションは、どのような場において生じたと考えることができようか。前掲の表①・②によれば、今回の調査において「——メニアフ」の用例が認められた文献は、〈物語・日記・随筆〉の類では「とはすがたり」「徒然草」、〈説話・軍記・紀行〉の類では、『閑居友』『保元物語』『十訓抄』『古今著聞集』『平家物語』の延慶本と覚一本の、併せて八文献ということになる。これらの文献を一覧して気づかれることは、『とはすがたり』と『徒然草』とを除き、いずれも、一般に、いわゆる「和漢混淆文」に属するとされている文献であるということである。もちろん、この「和漢混淆文」が確立した一つの文体として認められるか否かについては、慎重な判断を要するところであるが、少なくとも、和文体の要素と漢文訓読文体の要素との両方が混在している文章が存在していることは事実であろう。和文語と漢文訓読語とのコンタミネーションによって成立したと考えられる「——メニアフ」が、和漢の要素が混在している文章としてのいわゆる「和漢混淆文」を中心に認められるということは、偶然ではあるまいと思われる。

なお、『とはすがたり』や『徒然草』は、いわゆる「擬古文（擬古物語）」に属するとされる文献であるが、周知のように、実際には、漢語や漢文訓読語が少なからず用いられており、その意味では、いわゆる「和漢混淆文」に準じて考えることが許されるのではないだろうか。

このように考えてくると、「——メニアフ」という言い方が成立した背景には、「和漢」の「混淆」という文体史上の現象が密接に関わっているように思われてくる。以上のことを簡単に図示すれば、図①のようになろう。

(図①)



◎ 和漢混淆、現象による新句形の成立

七 おわりに

本稿で取り上げた「——メニアフ」とほぼ同様の事情で成立したと考えられる動詞句としては、他に「ハヂニアフ」を挙げることができる。

①忠盛是を傳聞て、「われ右筆の身にあらず、武勇の家にもまれて、今不慮の恥にあはむ事、家の爲身の爲心うかるべし。せむざる所、身を全して君に仕といふ本文あり」とて、兼て用意をいたす。

(寛一本『平家物語』巻第一、「殿上閣討」)
cf. おとらは、「老の上に、いみじき恥見^{はぢみ}つる世かな」とて、爪^{つま}はじきをし、入りてゐ給へり。 (『落窪物語』巻之二)

すなわち、この「ハヂニアフ」は、平安時代の和文に見られる「ハヂヲミル」と漢文訓読文の用法としての「アフ」とのコンタミネーションによつて成立したと考えられるのである。また、これ以外に、和文語と漢文訓読語とのコンタミネーションによつて成立したと考えられる動詞句としては、「カミヲオロス(和文語)」「ミグシヲオロス」(漢文訓読語)「カミヲソル」などを挙げることができると思われ⁽⁸⁾。これらの例から見れば、「——メニアフ」の成立は、必ずしも、個別的・偶発的な事例ではないと思われてくる。ただし、こういった事例は、現在「和漢混淆文」として一括されている文献のすべてにおいて認められるわけではなさそうである(表①②参照)。だとすれば、「——メニアフ」のような事例が認められるか否かということは、あるいは、「和漢」の「混淆」の度合といつたようなことと関わる問題であるのかも知れない。本稿では、「——メニアフ」についてののみの考察であったが、今後、同様の考察を積み重ねていくことにより、動詞句の変化と文体の変化とがどのように関わっているのかという問題についてさらに追究していきたいと考えている。

注

(1) たとえば、〈神仏に祈願する〉ことを、現代では「願がねをかける」と言うが、古代・中世においては「願がねをおこす」または「願がねをたつ」と表現された。

大谷伊都子「古典における動詞『かく』の用法——抽象事を表す語との結びつきから——」

〔語文〕第四十六輯、一九八五・一二、大阪大学国文学研究室編

拙稿「平安・鎌倉時代における類義動詞句『願がねヲ発ス』と『願がねヲ立ツ』との対立について」

〔徳島文理大学文学論叢〕第十三号、一九九六・三

(2) 管見に入った先行研究としては、次などがある。

松本宙「中世における慣用句類型表現の変容」

〔佐藤喜代治編『国語論究』第一集（語彙の研究）、一九八六・五、明治書院）

拙稿「平安・鎌倉時代における類義動詞句『夜ヨルヲ昼ヒルニ成ナス』と『夜ヨルヲ日ヒニ繼ツグ』との交替について」

〔徳島文理大学文学論叢〕第十四号、一九九七・三

(3) 山田孝雄『平家物語考』（一九一一、国定教科書共同販売所）、水原一『平家物語の形成』（一九七一、加藤中道館）、同『延慶本平家物語論考』（一九七九、加藤中道館）などに詳しく論じられている。

(4) 注(3)文献。

(5) それぞれの奥書によれば、延慶本は延慶二・三年（一三〇九・一三一一）成立、寛一本は応安四年（一三七二）成立ということになる。

(6) 「——メニアフ」における「アフ」に通ずる用法は、次に示すように、和化漢文においても見出されるが、漢文訓読文に見られるものである以上、本来的には、漢文訓読文の用法として捉えるのが妥当であろう。ただし、直接的に漢文訓読文から取り入れられたかどうかについては、いまだ確証を提示できない。

○昔我チ作チ何罪ナ今遇チ此苦ナ（前田本『三宝絵』上巻、一七〇③）

cf. 吾レ昔レ昔レ何ルカナ罪ヲ造テ今レ此ノ苦ニ會ヌムナ（観智院本『三宝絵』上巻、三七ウ②）

(7) このことは、次掲の用例からも裏づけることができよう。

○おほかた佛法いまた候はさりし時、天竺・震旦・日本にをのく賢王聖王おはしまして、世の中めてたく、一切諸人たのしく候き、君も寶祚長遠にて、百姓万民の父となり母とならせ給候き、すなはち三皇五帝とて、堯舜の君も、佛法已前の人にておはしまし候しそかし、さ候へは、無量億劫にもあひかたき三寶にあひたてまつる得分、たゞ後生をいのりて、三界の火宅を出て、生死の心うきめのみくり返しくあひ候事をまぬかれて、佛果菩提にとくくいたらむといふ祈を、君も臣も心にかげさせ給へきにて候とそ覺候、

(「文覚上人意見状(正治二年正月十日)」、「吾妻鏡」正治二年十二月二十八日条)

右の例は、文覚上人が鎌倉左衛門督源頼家に宛てた意見状の中に見られるものであるが、この度の調査における最も早い時期の用例と考えられる。このような、文献上に現れた最も早い時期に属する用例が、和文体・漢文訓読文体等の諸要素が混在していると認められる文章中に見出されるという事実は、注目に値しよう。

(8) 拙稿「平安・鎌倉時代における〈剃髮〉を表す類義動詞句の変遷について」

(『徳島文理大学文学論叢』第十五号、一九九八・三)

〔付記〕 本稿は、第十四回鎌倉時代語研究会(平成元年八月十二日、広島大学)ならびに第六十八回訓点語学会(平成五年五月二十一日、京大会館)における口頭発表を基にまとめたものである。小林芳規先生には、口頭発表の段階から懇切な御指導を賜った。その学恩に心より御礼申し上げたい。